（労働移動支援室、民間人材サービス推進室及び雇用復興企画官）

第四十二条　雇用政策課に、労働移動支援室、民間人材サービス推進室及び雇用復興企画官一人を置く。

2　労働移動支援室は、労働移動に関する政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　労働移動支援室に、室長を置く。

4～6　（略）

（就労支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室）

第四十七条　雇用開発企画課に、就労支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室を置く。

2　就労支援室は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者（高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。）及び障害者を除く。）の雇用機会の確保に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

（削る）

（削る）

4～7　（略）

（労働者協同組合業務室及び労働金庫業務室）

第五十二条　勤労者生活課に、労働者協同組合業務室及び労働金庫業務室を置く。

2　労働者協同組合業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　労働者協同組合に関すること。

3　労働者協同組合業務室に、室長を置く。

4・5　（略）

（成田空港検疫所に置く課等）

第百三条　成田空港検疫所に、次の六課、上席空港検疫管理官四人及び感染症検査管理官一人を置く。

総務課
検疫第一課
検疫第二課
衛生課
食品監視課
検査課

（検疫第一課の所掌事務）

第百五条　検疫第一課は、港及び飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫（検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供を含む。）を行うこと（検疫第二課、衛生課及び検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（民間人材サービス推進室及び雇用復興企画官）

第四十二条　雇用政策課に、民間人材サービス推進室及び雇用復興企画官一人を置く。

（新設）

（新設）

2～4　（略）

（就労支援室、労働移動支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室）

第四十七条　雇用開発企画課に、就労支援室、労働移動支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室を置く。

2　就労支援室は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者（高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。）及び障害者を除く。）の雇用機会の確保に関する事務をつかさどる。

3　（略）

4　労働移動支援室は、労働移動に関する政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

5　労働移動支援室に、室長を置く。

6～9　（略）

（勤労者福祉事業室及び労働金庫業務室）

第五十二条　勤労者生活課に、勤労者福祉事業室及び労働金庫業務室を置く。

2　勤労者福祉事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

3　勤労者福祉事業室に、室長を置く。

4・5　（略）

（成田空港検疫所及び関西空港検疫所に置く課等）

第百三条　成田空港検疫所及び関西空港検疫所に、次の五課及び上席空港検疫管理官四人を、成田空港検疫所に、感染症検査管理官一人を置く。

総務課
検疫課
（新設）
衛生課
食品監視課
検査課

（検疫課の所掌事務）

第百五条　検疫課は、港及び飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫（検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供を含む。）を行うこと（衛生課及び検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。